# 土砂埋立行為を行おうとする みなさまへお知らせ

# 平成26年4月1日から 土砂埋立行為に対する規制が強化されます!

平成26年4月1日から、広島県土砂の適正処理に関する条例に加えて

- ◆東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例
- ◆東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例 が新たに施行されます。

# 広島県土砂の適正処理に関する条例

# 東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例

県条例で許可が必要な土砂埋立行為の対象外である 500 ㎡以上 2,000 ㎡未満の土砂埋立行為について、許可を必要とするものです。それに併せて市が土砂搬入禁止区域についても指定を行うことができるものとしています。

# 中

# 東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例

上記2条例に定める土砂埋立行為の許可要件に、事業者等の資格、保証人の設定、 許可の期間等を追加し、土砂埋立区域の改善命令、土砂埋立行為が行われている土地 所有者に対する施工状況の確認の義務等を新たに設けるものです。



# 東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例の概要

500 ㎡以上 2,000 ㎡未満の土砂埋立行為についても市長の許可が必要となります。ただし、他の法令等の許可等を受けて行う場合など、許可が不要な場合もあります。

# 平成 26 年 3 月 31 日以前に 500 m以上 2,000 m未満の土砂埋立行為を行っている方へ

平成26年6月30日までに土砂埋立行為を完了すれば許可は不要ですが、完了しない可能性がある場合は、許可の手続きを行ってください。

許可を受けないまま、平成26年7月1日以降に完了が遅れた場合は、無許可の土砂埋立行為となりますので、注意してください。

# 東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例の概要

県条例及び市小規模条例の許可要件の上乗せ規制等を規定しています。なお、次の(2)、(5)については、平成26年3月31日以前に許可(申請含む。)が行われている場合も適用されます。

# 主な内容

# (1) 保証人の設定

許可事業者及び請負者が、破産等により土砂埋立跡地の整備を行うことができないときに、代わりに土砂埋立跡地の整備を行う保証人の設定を義務付けます。許可事業者及び請負者が措置命令に従わない場合には、保証人に対して措置命令を行うことになります。

# (2) 許可の期間(一時堆積行為は除く)

これまでは、許可の期間の上限はありませんでしたが、土砂埋立区域の面積に応じて次のとおり上限を設定します。よって、上限を超える許可申請(変更許可申請も含む。)はできません。ただし、天災 その他やむを得ない事情があった場合には、延長期間の上限の範囲内で延長を認めます。

土砂埋立区域の面積	許可期間の上限	延長期間の上限	合計期間
500㎡以上1ha未満	5年	1 年	6年
1 h a 以上	10年	2年	12年

# 平成 26 年 3 月 31 日以前に許可を取得し土砂埋立行為を行っている方へ

既に許可を受けている期間が、上記の合計期間を超えている場合、現在の許可期間はそのままとなりますが、平成26年4月1日以降の延長申請はできませんので注意してください。

# (3) 事業者等の資格等

これまでは、許可事業者が欠格要件(※)に該当しないことのみ資格要件としていましたが、今後は許可事業者以外の工事請負者、現場管理責任者及び保証人についても資格を求めることになります。

※ 欠格要件とは申請者の一般的適正についての要件です。(「措置命令を受けたが、必要な措置を講じない者」、「許可取消しから5年を経過していない者」等)

# 土砂埋立行為に必要な資格等

#### 許可事業者

#### く資格要件>

・欠格要件に該当しないこと

# 請負者

#### く資格要件>

- ・欠格要件に該当しないこと
- 許可事業者、請負者のいずれかが、土砂埋立行為の完了 実績を有する、又は土木一式工事の許可を受けていること

#### 保証人

#### く資格要件>

- ・土木一式工事の許可を継続 して5年以上受けており、 施工実績を有すること
- ・県内に営業所を有すること
- ・他の保証人でないこと
- ・許可事業者又は請負者と、 役員が兼任していないこと
- ・欠格要件に該当しないこと

#### 現場管理責任者

#### く資格要件>

- 許可事業者又は請負者と直接雇用の関係にあること
- 土木一式工事に関する資格を有すること
- ・作業期間中は現場に常駐できること
- 欠格要件に該当しないこと

# ※赤字が新規制定部分

### (4) 名義貸しの禁止

許可事業者に名義貸し行為があると認められた場合は、許可を取り消すことがあります。

# 〇 名義貸し行為の具体例

- ・土砂の受入伝票が許可事業者又は請負者でない第三者で作成されている。
- ・発生土の受入費が許可事業者又は請負者でない第三者に支払われている。
- ・許可事業者又は請負者でない第三者の名義で資材の購入又は重機のリース契約が行われている。

# (5) 改善命令

必要な安全対策をせずに土砂埋立行為を行っている、計画どおり土砂埋立行為を行っていないなど、 不適切な土砂埋立行為を行った者は改善命令の対象となります。改善命令を受けたにもかかわらず、必 要な措置を講じない者は、新たに許可申請や土砂埋立行為に係る工事を請け負うことができません。

なお、許可が不要な土砂埋立行為で不適切な土砂埋立行為を行った者や無許可の土砂埋立行為を行っ た者も改善命令の対象です。

# (6) 土地所有者への通知義務

土地所有者に対しては、土地の同意だけでなく、土地所有者が許可内容及び進捗等を正確に把握できるよう、許可(変更許可も含む。)を受けた後に、その内容を通知することを新たに義務付けます。また、着手届又は完了(廃止)届提出時についても、同様に通知が必要となります。

# (7) 土地所有者の義務の強化

土砂埋立行為が行われている土地の適正管理を求めるため、施工中の確認・報告等土砂埋立行為に同意した土地の所有者に対する義務を強化しました。

# 土砂埋立行為のために土地を提供される方へ

# ★ 同意する前に…

事業者からしっかりと説明を受け、計画内容を十分に理解した上で同意してください。

# ★ 工事中は…

土地の管理を事業者任せにせず、施工状況を監視してください。

- ★ 土砂埋立行為に同意した土地所有者は次の義務を負います。
  - ① 少なくとも6月に1回、施工状況を確認しなければなりません。
  - ② 確認の結果、許可の内容と異なる埋立行為が行われていると知ったときは、速やかに市長に報告しなければなりません。
  - ③ 土砂の崩落等が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、事業者に必要な措置を講じるよう求めるとともに、関係機関に通報しなければなりません。

上の①、②の義務を果たさなかった場合には、許可事業者が許可どおり施行せず、土砂埋立地が危険な状態になったとき、土地所有者の責任で安全対策を行っていただくこともあります。(土地所有者に対する措置命令)

■ 条例に関する問い合わせ窓口 建設部 建設管理課 道路企画係(本館6階) 電話番号 082-420-0961(直通)

